

民法Ⅱ

2単位 2年(後期)
未定

【授業目的】民法のうち、債権各論部分を学習することにより、日常生活において民法が果たしている役割を理解する。

【授業概要】民法総則を学習していることを前提として債権各論部分を講ずる。ここには契約・不法行為・事務管理・不当利得という、日常生活に密接に関わり消費者問題・公害問題等の解決に必須の法的事項が含まれる。そこで、日常生活に即した具体的な事例を挙げながら説明を加えていくこととする。民法Ⅰに比べて扱う対象が身近な分、理解し易いはずである。

【先行科目】『民法Ⅰ』(1.0)

【授業コンテンツ】<http://cms.db.tokushima-u.ac.jp/cgi-bin/toURL?EID=219313>

【連絡先】

⇒ 未定